

認定農業者のメリット

H28.11.1

- ・ 経営所得安定対策等（ゲタ対策・ナラシ対策）に加入する際の要件
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、平成27年度から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象となります。
- ・ 天童市農業担い手等経営確立支援事業（過去3年間に利用のない場合に限る）
認定農業者等を対象に、30万円を上限として、農業機械の取得や施設の整備に市単独の助成を行っています。
- ・ 長期、低利の制度資金の活用
農地取得、施設整備等経営改善に必要な長期資金を低利で活用できます。
例1【スーパーL資金】
（貸付限度3億円、償還期限25年上限、貸付金利変動）
例2【農業近代化資金】
（貸付限度1,800万円、償還期限15年上限、貸付金利変動）
（平成28年10月20日現在）
- ・ 農業経営基盤強化準備金制度の活用
青色申告を行う農業者が経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画書等に従い、農業経営強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- ・ 農業委員会あっせんによる農地取得時の特例
新たに8a（隣接農地は5a）以上の農地を取得する際に、農業委員会のあっせんによって譲り受けた場合に、売り手に800万円の税控除があり、さらに、登記手続きは農業委員会で行います。
- ・ 農業者年金保険料助成
認定農業者で青色申告をしている者、又は青色申告をすると約束した者に、月々の保険料を2割～5割助成しています。（最大1万円）
- ・ 認定農業者農地流動化事業
農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業により利用権を設定する認定農業者に、契約年数に応じて小作料の一部助成を行っています。
- ・ 各地区協議会で行う研修事業等への助成
技術研修、交流会等を通し、認定農業者同士の情報交換、交流を深めます。
- ・ 市協議会において、研修・視察等の実施